

平成 23 年 2 月 09 日 衆議員予算委員会会議録（抜粋）

平成二十三年二月九日（水曜日）

午前十時一分開議

出席委員

委員長 中井 洽君

理事 泉 健太君 理事 城井 崇君

理事 武正 公一君 理事 手塚 仁雄君

理事 中川 正春君 理事 若泉 征三君

理事 塩崎 恭久君 理事 武部 勤君

理事 富田 茂之君

阿知波吉信君 相原 史乃君

石毛えい子君 石森 久嗣君

磯谷香代子君 稲見 哲男君

打越あかし君 生方 幸夫君

小川 淳也君 大串 博志君

大谷 啓君 金森 正君

川村秀三郎君 吉良 州司君

工藤 仁美君 郡 和子君

佐々木隆博君 空本 誠喜君

高井 美穂君 高邑 勉君

竹田 光明君 橘 秀徳君

津村 啓介君 中根 康浩君

中屋 大介君 仲野 博子君

浜本 宏君 平山 泰朗君

本多 平直君 三谷 光男君

水野 智彦君 宮島 大典君

| | |
|--------|--------|
| 村越 祐民君 | 山岡 達丸君 |
| 山口 壯君 | 渡部 恒三君 |
| 伊東 良孝君 | 小里 泰弘君 |
| 加藤 勝信君 | 金子 一義君 |
| 金田 勝年君 | 小泉進次郎君 |
| 佐田玄一郎君 | 齋藤 健君 |
| 下村 博文君 | 菅原 一秀君 |
| 橘 慶一郎君 | 永岡 桂子君 |
| 野田 毅君 | 馳 浩君 |
| 遠山 清彦君 | 笠井 亮君 |
| 高橋千鶴子君 | 阿部 知子君 |
| 山内 康一君 | 下地 幹郎君 |

.....

| | |
|----------|--------|
| 総務大臣 | 片山 善博君 |
| 外務大臣 | 前原 誠司君 |
| 財務大臣 | 野田 佳彦君 |
| 文部科学大臣 | 高木 義明君 |
| 厚生労働大臣 | 細川 律夫君 |
| 農林水産大臣 | 鹿野 道彦君 |
| 国土交通大臣 | |
| 国務大臣 | |
| (海洋政策担当) | 大島 章宏君 |
| 国務大臣 | |
| (防災担当) | 松本 龍君 |
| 防衛大臣 | 北澤 俊美君 |
| 国務大臣 | |
| (内閣官房長官) | 枝野 幸男君 |

国務大臣

(国家公安委員会委員長)

(拉致問題担当) 中野 寛成君

国務大臣

(少子化対策担当)

(社会保障・税一体改革担当) 与謝野 馨

君

国務大臣

(国家戦略担当) 玄葉光一郎君

財務副大臣 五十嵐文彦君

農林水産副大臣 篠原 孝君

国土交通副大臣 池口 修次君

内閣府大臣政務官 園田 康博君

総務大臣政務官 逢坂 誠二君

外務大臣政務官 山花 郁夫君

財務大臣政務官 吉田 泉君

厚生労働大臣政務官 小林 正夫君

防衛大臣政務官 松本 大輔君

会計検査院事務総局第四局長 太田

雅都君

政府参考人

(公安調査庁長官) 尾崎 道明君

予算委員会専門員 春日 昇君

委員の異動

二月九日

辞任

補欠選任

石毛えい子君
稲見 哲男君
小川 淳也君
吉良 州司君
郡 和子君
城島 光力君
中根 康浩君
三谷 光男君
村越 祐民君
小里 泰弘君
齋藤 健君
馳 浩君
山本 幸三君
笠井 亮君

中屋 大介君
大谷 啓君
阿知波吉信君
石森 久嗣君
工藤 仁美君
橘 秀徳君
磯谷香代子君
平山 泰朗君
浜本 宏君
下村 博文君
永岡 桂子君
加藤 勝信君
伊東 良孝君
高橋千鶴子君

同日

辞任

阿知波吉信君
石森 久嗣君
磯谷香代子君
大谷 啓君
工藤 仁美君
橘 秀徳君
中屋 大介君
浜本 宏君
平山 泰朗君
伊東 良孝君
加藤 勝信君

補欠選任

小川 淳也君
相原 史乃君
中根 康浩君
稲見 哲男君
郡 和子君
山岡 達丸君
石毛えい子君
村越 祐民君
空本 誠喜君
橘 慶一郎君
馳 浩君

| | |
|--------|--------|
| 下村 博文君 | 小里 泰弘君 |
| 永岡 桂子君 | 齋藤 健君 |
| 高橋千鶴子君 | 笠井 亮君 |

同日

| 辞任 | 補欠選任 |
|--------|--------|
| 相原 史乃君 | 吉良 州司君 |
| 空本 誠喜君 | 三谷 光男君 |
| 山岡 達丸君 | 城島 光力君 |
| 橘 慶一郎君 | 山本 幸三君 |

本日の会議に付した案件

会計検査院当局者出頭要求に関する件
政府参考人出頭要求に関する件
平成二十三年一般会計予算
平成二十三年特別会計予算
平成二十三年政府関係機関予算

-----◇-----

○中根委員 この法案につきましては、財源のことや、あるいは、雇用保険に加入しパートをしていた人が受ける雇用保険からの手当額が、雇用保険に加入せずに自営業やあるいは専業主婦をしていた人が求職者支援制度を使って給付を受ける十万円という金額よりも少ないというケースがあるなどということも、指摘もされていたりいたします。今後、厚生労働委員会の質疑などで十分議論をしていきたいと思っております。

続きまして、もう時間がなくなってまいりましたので簡単に質問をいたしますが、成年後見制度と選挙権の問題でございます。

この成年後見制度というのは、まさに権利擁護のためにある制度であるにもかかわらず、最大の権利である選挙権というものが被後見人になるとなくなってしまう、選挙で投票することができない、立候補することができないということになってしまいうということになっております。このことにつきまして、片山大臣からの御見解を承りたいと思います。

○片山国務大臣 先般、この問題をめぐりまして訴訟が提起されまして、私も非常にこの訴訟の提起については重く受けとめております。

現行制度は、もう議員御承知と思いますけれども、今おっしゃいましたように、成年被後見人になりますと選挙権と被選挙権が失われるということでもあります。これは、成年被後見人になりますと、精神上的の障害により事理を弁別する能力を欠く常況、こういう要件のもとに被後見人になるわけでありまして、事理を弁別する能力を欠く常の状況にあるということですから、通常は政治参画を期待できないということで、これはこれで公職選挙法の規定も一定の合理性があると私は思います。

ただ、では、同じような状況にある方で、片や成年被後見人の道を選ばれた方とそうでない方とがおられて同じような状況にあったときに、一方は選挙権を失う、一方は選挙権を保有する、こういうことが憲法に規定する法のもとの平等に反するのではないか、こういう論点は恐らくあり得るんだろうと思います。

それからもう一つは、議員がおっしゃったように、そもそも、この成年後見制度というのは、本人を保護する、特に、経済活動に一定の制約を加えることで本人の権利を保全するという意味がありまして、そのことの結果、本人を保護することの結果、本来であれば広く享有されなければいけない政治参画の機会を奪ってしまうということに結果としてなってしまうことに対する違和感というのは、やはりあるんだろうと思います。

いささか個人的な見解も含めて申し上げましたけれども、制度には合理性はあると思いますけれども、訴訟になりましたので、その成り行きをよく注視してまいりたいと思っております。

○中根委員 知的障害をお持ちの方の中には、大変選挙に関心があって、そういう障害をお持ちがゆえに、ぜひ自分の考えや意見を選挙や投票行動に反映していきたいというふうに思っておられるにもかかわらず、自分の身を守る、財産管理を守るための被後見人になると選挙権が剥奪をされてしまう、この矛盾に大変戸惑っておられる方も多いと思いますので、ぜひ、今後もよく御検討いただきたいと思っております。

最後に一点だけ。

一月十六日、J R 山手線の目白駅で視覚障害者の方がホームから転落してお亡くなりになられたという悲しい事故が起きたということを報道で知りました。

駅の安全対策、特に障害をお持ちの方々に対しての御配慮、こういったものにつきまして国交省の方でも前向きに御検討をいただいておりますが、どんなことをお考えになっておられるか、お聞きをしたいと思っております。